

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務は、」の下に「別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

執行機関	事 務
知 事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
知 事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等のうち国公立のもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるものの
教育委員会	高等学校等を退学した後に、公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第一項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの
教育委員会	県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	県立の中学校における学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第 十一条第二項に規定する学校給食費の援助に関する事務であって規則 で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。